

施行 平成 29 年 11 月 1 日  
改正 令和 4 年 9 月 3 日  
改正 令和 5 年 2 月 4 日

一般社団法人日本地球化学会  
役員候補者選挙規程

(目的)

第 1 条 本規程は、一般社団法人日本地球化学会（以下、「本会」とする。）の役員候補者選挙に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 本規程において役員とは、以下の役職をいう。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 理事
- (4) 監事

(選挙管理委員)

第 3 条 理事会は、理事から若干名の選挙管理委員を選出する。

2 選出された選挙管理委員は、選挙管理委員会を構成する。

(選挙管理委員会)

第 4 条 選挙管理委員会は、次の職務を行う。

- (1) 選挙の公示
- (2) 立候補者ならびに推薦候補者の受付および発表
- (3) 投票および開票に関する事務
- (4) 開票結果の整理および発表
- (5) その他選挙の管理に必要な事項

(選挙権および被選挙権)

第 5 条 正会員・名誉会員は、役員候補者選挙の選挙権および被選挙権をもつ。

(立候補者)

第 6 条 正会員・名誉会員は、役員候補者選挙の立候補者となることができる。

2 立候補者になろうとする者は、立候補者名および所信を選挙管理委員会に届け出なければならない。

(推薦候補者)

第7条 正会員・名誉会員は、役員候補者選挙の推薦候補者となることができる。

2 推薦候補者は、推薦候補者名、推薦者名、推薦候補者の承諾書および所信（または推薦文）を選挙管理委員会に届け出なければならない。

(選挙)

第8条 選挙は、会長、副会長、理事および監事それぞれの役職ごとに行う。

2 会長候補者の選挙は単記無記名投票、副会長候補者および監事候補者の選挙は2名連記無記名投票、理事候補者の選挙は20名連記無記名投票とする。

3 会長候補者の選挙、副会長候補者および監事候補者の選挙ならびに理事候補者の選挙のいずれにおいても、立候補者および推薦候補者以外の正会員・名誉会員に対してなされた投票は有効として得票数を集計する。

(会長候補者および副会長候補者の選出)

第9条 正会員のうち、会長候補者選挙の最も得票数の多い者を、会長候補者として選出する。

2 正会員のうち、副会長候補者選挙の得票数上位2名を、副会長候補者として選出する。

3 得票数が同数である場合には、満年齢の高い者を選出する。

(理事候補者及び監事候補者の選出)

第10条 正会員のうち、理事候補者選挙の得票数上位20名を、理事候補者として選出する。

2 正会員のうち、監事候補者選挙の得票数上位2名を、監事候補者として選出する。

3 得票数が同数である場合には、抽選により選出する。

(再任)

第11条 理事を連続して2期務めた者は、任期満了直後の期の理事候補者になることはできない。ただし、会長候補者、副会長候補者については、2期を越え、連続で理事候補者になることができる。

(実施時期)

第12条 選挙の実施時期は、理事会が決定する。

(改廃)

第13条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

(附則)

本規程は、一般社団法人日本地球化学会としての登記の日より施行する。